

手当・助成

問い合わせ先：こども支援課 Tel.048-736-1135・048-739-6813

／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel.048-746-1111

《児童手当》

※令和6年10月以降に高校生まで支給対象となる等の制度拡大が予定されていますが、以下は令和6年4月時点の制度内容となります。

中学校・義務教育学校修了前（15歳到達後最初に迎える3月31日まで）の子どもを養育している方を対象に支給します。

- 支給額：

3歳未満	15,000円（月額）	
（第1子・第2子）	3歳以上小学生（義務教育学校1年生から6年生前期課程を含む）	10,000円（月額）
（第3子以降）	中学生（義務教育学校7年生から9年生を含む）	15,000円（月額）
		10,000円（月額）

- 所得制限：所得制限限度額を超えた方で、所得上限限度額以内の方
（※子どもの年齢にかかわらず） 5,000円（月額）

※所得上限限度額を超えた場合は支給対象外です。

- 届出期間：出生等の事由発生日の翌日から起算して、15日以内に認定請求してください。

《こども医療費の助成》

子どもの医療保険制度における医療費の一部負担金のうち最終的な自己負担額を助成します。（※助成を受けるにはあらかじめ受給資格の登録が必要です。）

- 対象：18歳到達後、最初に迎える3月31日までの子ども
※4月1日生まれの方は、誕生日の前日まで。
- 資格開始：原則申請日です。（※出生や転入など、事由発生日の翌日から起算して15日以内に申請をした場合は、事由発生日からの助成になります。）
- 請求期間：医療機関などへ医療費を支払った翌日から起算して5年以内となります。
（診療日時点でこども医療費の受給資格がある場合）
※5年を経過すると、時効により請求できません。

《未熟児養育医療》

体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担します。

※養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定医療機関に限られます。

※世帯の市町村民税額などに応じて自己負担金が生じます。

- 対象：市内に住所を有し、母子保健法第6条第6項に規定する「未熟児」で、医師が入院養育を必要と認めた者